

令和6年第3回（6月）佐渡市議会定例会会議録（第6号）

令和6年7月1日（月曜日）

議事日程（第6号）

令和6年7月1日（月）午後1時30分開議

第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第68号、議案第69号、議案第73号、議案第77号、議案第79号、議案第80号、議案第82号、請願第2号、陳情第6号、陳情第7号

（市民厚生常任委員会分）

議案第71号、議案第74号から議案第76号まで、議案第78号、議案第81号、請願第1号

（産業建設常任委員会分）

議案第70号、陳情第9号、陳情第10号

第2 発議案第10号

第3 発議案第11号

第4 発議案第12号

第5 発議案第13号

第6 議案第83号

第7 議案第84号

第8 議案第85号

第9 議案第86号から議案第88号まで

第10 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	村川拓人君	2番	川原茂君
3番	坂下真斗君	4番	栗山嘉男君
5番	佐々木ひとみ君	6番	平田和太龍君
7番	山本健二君	8番	林純一君
9番	佐藤定君	10番	中川健二君
11番	広瀬大海君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	坂下善英君	16番	山本卓君

17番 中 川 直 美 君
 19番 近 藤 和 義 君
 21番 金 田 淳 一 君

18番 佐 藤 孝 君
 20番 室 岡 啓 史 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	渡 辺 竜 五 君	教 育 長	香 遠 正 浩 君
総 務 部 長	中 川 宏 君	企 画 部 長	石 田 友 紀 君
財 務 部 長	平 山 栄 祐 君	市 民 生 活 長	市 橋 法 子 君
社 会 福 祉 長	吉 川 明 君	地 域 振 興 長	岩 崎 洋 昭 君
観 光 振 興 長	小 林 大 吾 君	建 設 部 長	佐 々 木 雅 彦 君
教 育 次 長	鈴 木 健 一 郎 君	消 防 長	中 野 照 之 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 川 雅 史 君	事務局次長	齋 藤 壮 一 君
議 事 調 査 係	池 秀 和 君	議事調査係	余 湖 巳 和 寿 君

午後 1時30分 開議

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議のデータは、お手元の端末により、佐渡市議会のフォルダーを開いて令和6年第3回（6月）のフォルダーの中、7月1日本会議（第6号）のフォルダーにアップされておりますので、御確認をお願いいたします。

発言の訂正

○議長（金田淳一君） 香遠教育長から6月14日の中川直美議員に対する答弁についての訂正を求められておりますので、発言を許します。

香遠教育長。

○教育長（香遠正浩君） 発言の訂正について御説明いたします。

先月14日の本会議における議案第68号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての中川直美議員からの質疑の中で、「そのような逆バージョンは考えられません。合意を取っております」と答弁をさせていただきましたが、「統合することに合意が取れたので上程しております」に訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（金田淳一君） ただいまの申出については、会議規則第65条の規定に基づき、議長において許可いたします。（当該箇所9頁の下線部）

それでは、議事に入ります。

日程第1 常任委員会付託案件

（総務文教常任委員会分）

議案第68号、陳情第69号、議案第73号、議案第77号、議案第79号、議案第80号、議案第82号、請願第2号、陳情第6号、陳情第7号

（市民厚生常任委員会分）

議案第71号、議案第74号から議案第76号まで、議案第78号、議案第81号、請願第1号

（産業建設常任委員会分）

議案第70号、陳情第9号、陳情第10号

○議長（金田淳一君） 日程第1、常任委員会付託案件についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、坂下善英君。

〔総務文教常任委員長 坂下善英君登壇〕

○総務文教常任委員長（坂下善英君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第68号 佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和8年4月から新穂小学校と行谷小学校を統合するため、佐渡市立学校設置条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第69号 消防ポンプ自動車購入契約の締結について。本案は、佐渡市消防団中央方面隊に配備する消防ポンプ自動車について、5月17日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第73号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ1億499万4,000円を追加するものであります。主な内容は、世界遺産登録記念関係経費を計上するほか、タクシー自家所有有償旅客運送実証調査事業費などに要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 佐渡市副市長の給与の特例に関する条例の制定について。本案は、広域的に優れた専門知識や行政経験を持つ人材を副市長として迎え入れるため、特地勤務手当を支給することができるよう、佐渡市副市長の給与の特例に関する条例を制定するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第79号 災害対応特殊消防ポンプ自動車購入契約の締結について。本案は、佐渡市相川消防署に配備する災害対応特殊消防ポンプ自動車について、6月14日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第80号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について。本案は、令和6年度佐渡市一般会計予算について、歳入歳出それぞれ1億7,975万8,000円を追加するものであります。主な内容は、国民健康保険特別会計の補正予算に伴う一般会計からの繰出金並びに路線バスの自動運転実証調査に要する経費を計上するほか、副市長の任命に関する人件費などに要する経費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 佐渡市副市長の選任について。本案は、佐渡市副市長の選任について議会の同意を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願。本請願は、解決すべき課題が山積する学校現場において、子供たちの豊かな学びの保障や学校の働き方改革実現のため、加配教員の増員や少数職種の配置増、中学校での35人学級の早期実現及び義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元することなどを求める意見書を関係機関に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

陳情第6号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情。本陳情は、イスラエルに対して国際法を遵守し、ガザ地区への即時停戦、休戦などを働きかける外交努力を求める意見書を国に対し提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

陳情第7号 対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出についての陳情。本陳情は、国が世界情勢を把握するための対外的情報省の設立並びに都内にある米軍基地を見直しの対象とすることを求める意見書を関係機関に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択

すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（金田淳一君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

議案第73号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） それでは、詳しく見ていないものですから教えていただきたいのですが、まず1点目は、県の地域の移動手段確保支援事業を使って自家用有償旅客運送の実証調査をやるのだというふうに思うわけなのですが、県の補助金の事業の概要を見ても大変いいことだと思うのですが、具体的な内容と、今後この実証調査ですが、どうなるのか方向性をお尋ねしたいというものであります。

2点目は、観光等に関わるものですね。国際交流事業委託料、そして歴史・文化・自然体験キャンペーン事業利用促進の委託料の委託先は一体どこになるのか。そして、どういう選定方法になるのか。監査関連の関係で高度な事業をやっている観光交流機構に行くのかななんて思うのですが、その辺どうなのかをお尋ねしたいというふうに思います。

3点目は、同じ事業ですが、固有の文化と連携したコンサート運営事業における運営費、事業費の負担であります。言うまでもありませんが、負担金や補助金などというものはそれなりの決まりがあるというふうに理解をしているわけですが、この支出する団体や組織はどのようなものなのかお尋ねをしたいというのが質疑です。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） お答えします。

自家用有償旅客運送実証調査業務委託は、タクシーが不足する観光シーズンの7月末から約1か月間、一般ドライバーが自家用車を用いて旅客を運ぶ、いわゆる佐渡版ライドシェアの実証調査事業であります。今回は、佐渡市が実証主体となりデータの収集などを行い、来年度以降の民間事業者の実施につなげていくことを想定していると説明がありました。

次に、国際交流事業については、昨年度から交流が始まっている中国塩城市の市長をはじめとする訪問団の受入れに係る島内交通や宿泊レセプションなどの手配に関する業務委託であります。委託先についての説明はありませんでした。

歴史・文化・自然体験キャンペーン事業については、体験プラン利用促進キャンペーン及び相川、南佐渡サイクリング周遊キャンペーンの実施を業務委託するものであります。こちらも委託先についての説明はありませんでしたが、佐渡観光交流機構で取り扱っている体験プランを活用することから、同機構へ業務委託されるものと理解しています。

次、固有文化と連携したコンサート運営事業については、首都圏の交響楽団に対して佐渡市内で行う鬼太鼓と掛け合わせたコンサートのサテライト公演に係る費用の一部を負担金として支出するものであります。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 前段の地域の移動手段確保支援事業の県の補助金の関係です。県の説明を見ますと、住民の移動手段を確保するための取組支援として、つまり住民の支援として路線バス等の地域公共交通の維持というのがうたわれているわけです。先ほどの話ですと、観光客相手というのも、それも悪くはないのだけれども、そういったものをやりながら、地域公共交通が今困っているわけですから、そこにつなげるような仕掛けになっているのか。ですから、どういう方向性なのかというふうに聞いたつもりなのですが、その辺はどうでしょうか。

2つ目、国際交流事業の委託料については説明がありませんでしたと言いながら、下のほうのキャンペーン事業のほうでは同機構と理解をしているというのは、これ何か矛盾していませんか。つまり令和4年度の観光交流機構の補助金の選定や負担金の問題も含めて、そして令和5年度には監査のほうから補助事業の在り方の要綱、要領がどうなっているのかということが厳しく指摘をされていて、私の言葉でいうと間抜けな議会はみんな認めているのではないかというのだから、議会としてはしっかりやらなければならなかったと思うのですが、どこにどういうふうにやられるのか。なかったのはしょうがないのですが、もう少し教えてください。

3点目のコンサート運営ですが、何かちょっと聞き逃したのもあるのですが、どういう団体なのでしょう。それで、先ほど言いましたが、観光交流機構の負担金規程の問題では、負担金規程には年額3,900万円と書いてあるにもかかわらず4,720万円出していたという問題があったわけです。当時、失礼ながら山本委員長は副委員長だったというふうに思うのですが、その辺要綱、要領などはしっかり確認をされたのでしょうか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） 1点目、佐渡版ライドシェアについては、市民の方もアプリで行き先と現在地を入れてもらうと利用できる仕組みになっております。

2点目、国際交流事業の委託。これについては、言ったとおり、委託先の説明はありませんでした。それで、次のサイクリングの事業ですが、佐渡観光交流機構でやっておる事業に対してお金を入れて、それを無料にするという観点からこういう説明になりました。

次の交響楽団は、日本フィルハーモニー交響楽団の方と佐渡の鬼太鼓が一緒にやるという事業です。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君、3回目です。

○17番（中川直美君） 私の意図したことが全部回答されているとも言いきれないのでありますが、1つだけ。私が言いたかったのは、要は監査から厳しい指摘を受けている、事業や補助金や委託先の在り方についてはやっぱりルールや例に基づいてしっかりやるということです。今定例会から少なくとも議会としてはしっかりやらなければならないという意味で聞いたのですが。

1点だけ、事業の問題で、国際交流事業の関係で、中国の塩城市との交流の関係でお尋ねをします。これ全体が192万1,000円でしょう。そのうちのほぼ181万1,000円、しかも中身を見てみると、交流をやるということなので、どうしてこれ委託しなければいけなかったのですか。記念品は自分で買うのでしょうか、そんなに難しい中身でもないように思うのですが、いかがですか。

○議長（金田淳一君） 産業建設常任委員長、山本健二君。

○産業建設常任委員長（山本健二君） 中国の塩城市との交流ですが、市長が昨年向こうへ行っておって、その代わりという言い方はあれですけども、こちらへ今度塩城市の市長が来てくれると、その受入れ、島内でかかるお金を負担するというお金です。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第73号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第73号は原案のとおり可決されました。

これより議案第77号 佐渡市副市長の給与の特例に関する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第77号は原案のとおり可決されました。

これより議案第80号 令和6年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第80号は原案のとおり可決されました。

これより議案第82号 佐渡市副市長の選任についての採決を行います。

本案の採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（金田淳一君） ただいまの出席議員数は21人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（金田淳一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（金田淳一君） 異状なしと認めます。

これより投票に入ります。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、議席番号順に投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が不明な投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席番号1番から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（金田淳一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（金田淳一君） 開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、山本健二君、9番、佐藤定君を指名いたします。

両君の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（金田淳一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは議長を除く出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成 16票

反対 4票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第82号に同意することは可決されました。

これより請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に係る意見書の採択を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

請願第2号を採択することは可決されました。

これより陳情第6号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

陳情第6号を採択することは可決されました。

これより陳情第7号 対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出についての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

陳情第7号を採択することは否決されました。

これより議案第73号、議案第77号、議案第80号、議案第82号、請願第2号、陳情第6号、陳情第7号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、佐藤定君。

〔市民厚生常任委員長 佐藤 定君登壇〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第71号 新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。本案は、令和6年12月2日の現行の健康保険証廃止に伴い、新潟県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ744万9,000円を追加するものであります。主な内容は、令和6年12月2日の保険証廃止に伴うマイナンバーカードと保険証の一体化に向けたシステム改修及び加入者情報などの通知発送に係る経費を計上するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第75号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ299万9,000円を追加す

るものであります。主な内容は、令和6年12月2日の保険証廃止に伴うマイナンバーカードと保険証の一体化に向けた加入者情報などの通知発送に係る経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第76号 令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和6年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4億2,020万円を減額するものであります。主な内容は、すこやか両津の独立インフラ設備整備について、工事費の増額見込みに伴う継続費の変更及び事業実施期間の見直しに伴う継続費年割額の変更により、令和6年度の整備に要する経費を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第78号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国民健康保険被保険者の前年所得の確定により行った本算定の結果を受けて、保険税の税率等を改めるため、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算にそれぞれ2,301万2,000円を追加するものであります。主な内容は、国民健康保険税の本算定等に伴うものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 「健康保険証の存続を求める」請願。本請願は、令和6年12月2日に廃止が閣議決定された現行の健康保険証について、マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは現行の健康保険証を存続させることを求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定いたしました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長の報告を終わります。

議案第74号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） この議案第74号、議案第75号は、マイナンバーカード保険証に関わるシステム改修等に関わるものです。本会議上程のときにも質疑をしましたが、ワイドショーやマスコミでも12月2日以降変わるということで、紙の保険証がなくなるということで大騒ぎになっている。一切意見も何もついていないので非常に分かりにくいので、佐渡市の場合どうなるかということでお尋ねをするものです。

1つは、マイナンバーカードと国民健康保険証の一体化ですが、他市などはホームページやいろいろなところで、こうなりますよと、安心して下さいも含めて、やってくださいも含めてもうやっているのだけれども、なぜ当市では行わないのでしょうか。とりわけ高齢者が多いところですから、ワイドショーやテレビを見ていて、どうなるのだろうかという不安は私多いと思うのですが、どうなのか。

2点目、同じことですが、高齢者が多いのだけれども、マイナ保険証にするときの登録というのはインターネットでポータルサイトに行くか、医療機関か薬局等でやれということになっているのだけれども、普通は、他市でいうと市にカードリーダーも置いてやりますよというようなところもあるように見受ける

のですが、マイナ保険証にするための高齢者対応はどのようになっているのかお尋ねをしたいのが2点目です。

3点目は、不景気の中、国民健康保険税が払えなくて、保険証がない人がいますよね。令和5年2月時点では、資格証明書と短期被保険者証、279世帯374人、そのうち子供が78人というのが現時点で保険証を持っていない。正規の保険証を持っていない方々は、これどうなるのかということです。実質上は国民健康保険法が改正されていますが、実質なくなって、短期被保険者証の方や資格証明書の方は本当に大変だというのが騒がれているわけなのだけれども、佐渡市の場合はどのような対応をするのかということです。そして、現在の対象者数が分かれば教えていただきたい。

4点目は、マイナ保険証の有効期限というのがありますよね。電子署名ですから、5年です。市の窓口でやらないといけない。使ったときにパスコード、パスワードみたいのを誤入力すると再設定しなければいけない。という、これは行政がやるしかないのだというふうに思うのです。2025年問題ということで、国全体が2023年の11倍にもなるのではないかとということでえらい騒ぎになっているのですが、佐渡市の場合人数や対応は問題ないのかと。

この4点をまずお聞きしたいということでございます。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） お答えいたします。

マイナンバーカードと保険証の一体化のところで、なぜ当市ではその啓蒙活動、お知らせをしないのかという質疑です。審査の過程で、周知についてはマイナンバーと保険証の一体化についての案内を今年度7月、健康保険証発送時に同時に入れるという説明がありました。また、全体的な制度に関しては課題整理も必要だという説明がありました。また、担当部署では、制度自体が複雑でありまして、支所、行政サービスセンターの窓口職員を含めて、市民からの問合せに対して説明できるような研修等を行うという説明がありました。

続いて、2点目の高齢者のマイナンバーカード、マイナポータルの件であります。これについては、市役所の地域支援係、本庁では本庁のところで受付をしてやるというような説明がありました。

3点目、物価高騰のところの短期被保険者証、資格証明書のところであります。保険料の未納入者の対応であります。現在の対象者についての数は審査をしております。対応についてですが、厚生労働省でもマイナンバーカードと保険証の一体化により滞納対策ができないということが判明したと。今後、滞納についてのやり方について指示が出される予定と、それに基づいて他市の状況や国の指示に従って要綱を変える予定というふうな説明がありました。また、中には、今までの対応でありましたが、やっぱり相談が第一で、なるべく相談をしていただいて、滞納を減らしていくというような説明がありました。

以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） すみません、失礼しました。マイナンバーカードの電子証明書の更新手続であります、中川議員おっしゃるとおり、電子証明書の更新は5年ごとということですが、この点については審査を行っておりません。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 一番大事なのは、やはり周知と説明だというふうに私は思うのです。今ほどの答弁ですと、行政サービスセンターで説明ができないかもしれないみたいな話で、これはとんでもない話だと思うのです。ある市では、保険証廃止後の予定について、例えばマイナンバーカードを取得していない方、取得をしているが保険証の利用を登録していない方、保険証の登録をしたけれども解除をしたい方、やめたい方も含めて、マイナンバーカードを返納したい方も含めてと、このぐらい丁寧に国民の不安、市民の不安に応じてやっているのにいまだかつてやっていないというのは、ちょっと私は怠慢だと思っているのです。観光情報や何かピン、ピンとしょっちゅうラインで来るのだけれども、こういう情報こそしっかりやらなければならないと思うのだが、これ以上聞いても駄目なのだと思うけれども、一応聞いておきたいというふうに思います。

2つ目、カードリーダーで本庁でも対応というのですが、結局高齢者が来るとそもそも打ち込むこと自体、番号がどこにあるか自体も分からない。お姉さん、悪いけれどもこれやってくれやというのも實際できませんよね。そういう意味でいうと、窓口の方というのは会計年度任用職員の方が多いかというふうに思うのですが、その辺の守秘義務のところの問題はないのか。やっていないのかもしれませんが。

3点目、これ一番重要だと思うのです。国民健康保険税を払いたくても払えないぐらい大変だ。その方々の保険証がなくなる。こういう弱い人を救うのが政治の役目だというふうに思うので、もちろん国の本法のあれが非常におかしいというのはあるのだけれども。ここはしっかり乾かしておかないと、先ほど言いましたが、さきの決算審査では374人で子供が78人の方がいて、この方は保険証が事実上なくなるということですから、これは市として国を待つまでもなく何らかの対応を考えなければならないのではないのでしょうかということです。

最後に聞いておきます。確認ですが、マイナンバーカードを進めるためにあれこれ、あれこれやっていますが、国の利用が6.56%で、現在佐渡市が5.9%の利用率だということは皆さん方の資料にも出ていますが、あくまでもこれは任意であって、マイナンバーカードを持っていない方には自動的に資格確認書が届くということの理解でよろしいでしょうか。

それともう一つは、マイナ保険証を使うときにオンラインでなければなりませんから、識者によるとマイナンバーカードと資格確認書の紙を2つ持っていったほうが良いというものもあるのだけれども、その辺の具体的なことは審査をしたかどうか。よろしくどうぞ。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 最初の情報が遅い、他市では的確に情報の通知をしているというところですが、国のほうでも示しているところが、なかなか複雑な制度でありますので、情報を出すにしてもどういうふうに出したら市民が理解できるかということについては審査の中でも苦慮しておるような様子がありました。

あと、マイナンバーカードの高齢者の対応をやってほしいとかなんとかということについて、本庁と支所の地域支援係でやるというところまでしか審査をしておりません。深いところはいておりません。

あと、保険料の滞納のところでは、今までは段階的に6か月以上あったら短期被保険者証、1年だったら資格証明書というような一律的なところではやっぱり問題があると。佐渡市の場合だと、まず相談していただきたいと。半年後の期限付の保険証を出せますよというふうにして

運用してきたと。滞納対策として、短期被保険者証と資格証明書の2つあって、資格証明書は従来どおり、相談に来ていただければ資格証明書にしますよというのは今のところ変わらないというようなところで。今後も相談を第一にしていきたいということでありました。

最後のところのマイナンバーカードと保険証の一体で、読み取れない場合どうするかというようなところがあり、こちらのほうも審査の過程で懸念されることについて執行部のほうでもやっておりました。保険証と従来の資格、それに代わるものを一緒に持っていただきたいというような説明もありました。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第74号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 先ほどと同じ、これ後期高齢者、75歳以上の医療保険の関係ですが、要は加入者の情報、マイナンバーカードの下4桁があなたと合っていますかというのを発送してやってもらうというのだけれども、そもそもそれが来たって見ない人もいるし、分からない人もいるし、高齢者は放っておくことが多いわけです。そうなったときに、回収率の問題もあるし、本当に合っているかどうか。この間のマイナンバーカードの関連の誤登録の関係では、佐渡市では公金等の受取口座の誤登録とマイナポイントの誤登録というのが過去にあったわけなのだけれども、それと同じように結局誤った情報のまま高齢者の情報が行くということになりかねないと思うのだけれども、確認しない者も多いと思うのだけれども、その辺どうなのか。これは確認で、先ほど答えがなかったのだけれども、マイナ保険証そのものはあくまでも任意で、やりたい人がやるということ。ちょっとずれていますが、そこも含めてお答えください。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） それでは、75歳以上の後期高齢者のところのマイナンバーカードの通知に関することですが、執行部のほうでも高齢者の方でこれまでどおり保険証と加入者情報が一緒に送付されると、保険証が来たからこれでひとつ安心だということで、番号の確認について確認されない懸念があるという認識を持っていることは確認いたしました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） ですから、それにどう対応するのか。これから悪質業者が出て、おばあちゃん、私

がやってやるよといって番号を集めて売ることができる世の中ですから、そういう意味でも本当に、本来ならこれやめたほうがいいのだと思うのです。ひもづけること自体、私は。システムに関しては本法で変わっている、国の法の下で変わっているから、システムの改修はしようがないと思うのだけれども、任意であるのだから、やっぱり特に高齢者の対応というのは慎重にしなければいけないと思うのですが、これ以上答弁はないと思うのですが、任意であることと高齢者の確認についての懸念が、これせめて委員長報告の中に意見でもついていればまだいいのですが、意見もついていないもので確認したいのですが。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 執行部のほうで番号の確認行為が認識されないという懸念があるということの認識があるということで、一定の対応があるものと推測しております。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

これより議案第75号 令和6年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第75号は原案のとおり可決されました。

これより議案第78号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第81号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○17番（中川直美君） 実は一般会計の補正予算（第4号）、議案第78号、議案第81号と国民健康保険の本算定、国民健康保険の税率の改正ですから、今まで立場表明をしてきておりませんでした、3つ一体となっているということで、この議案第81号の中で質疑をまず1つ行っておきたいと思います。

書いてあるとおりです。今異常な円安、物価高騰の中で、負担が重い国民健康保険税をなぜ引き上げるのかということです。令和5年度を見ると、事業計画、つまりどうやって事業をやるかという計画に基づ

いて算定が行われるわけですから、曲がりなりにも令和5年度はありましたが、今年度の事業計画はどのように位置づけているのかお尋ねをしたいということです。

2つ目は、お分かりだと思うが、国民健康保険の職員の人件費なども結局国民健康保険で負担をするわけです。制度に基づく市の負担は行っていますが、純然たる市の負担は行っていないというふうに思うのですが、どうかと。

3点目、これも物価高騰の折、第3子の子供の均等割の減免を佐渡市は独自で行っております。就学前までの均等割の半額措置というのは国の制度で行っておりますが、佐渡市は第3子は全額免除ということも行っているわけですが、それがどうも反映されていないように私は、本会議でも上程のときに聞いたのだけれども、何言っているか分からないと言われたのだけれども、気がしているのですが、どのようになっているのかお尋ねをしておきます。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 議案第81号についてお答えいたします。

税率の改定の考え方というところでは、国民健康保険の健全な財政運営を目指すため、新潟県が毎年度策定している市町村標準保険料率に近い水準の税率にすることが求められているため引上げをしたというふうな説明がありました。

次に、国民健康保険特別会計の市の負担ですが、繰入金1,000円が負担されています。

次に、3番目の第3子の均等割の免除ですが、この部分については審査をしておりません。

以上です。

○議長（金田淳一君） 中川直美君。

○17番（中川直美君） 事業計画の一部と思われる税率改正について私も見ていますが、令和5年度、昨年度はどう書いてあるかという、税率などは物価高騰が続いて市民生活が厳しい状況にあるため、被保険者の負担増にならないように税率を据え置くというふうな、国民健康保険の事業計画に基づいて出ているのです。先ほどの話を聞くと、書いたのを見て、何のことはないです。そんなことはどこかへ飛んでしまっただけで、6月から定額減税もやっている。いろいろなことをやっているさなかに、もう制度に合わせるために、負担増関係ないよというような話になっているかというふうに思うのですが、そういう理解でいいのかと。

2点目、1,000円も純然たる繰入れを入れているというのは、近年では少ないほうなのではないですか。さっき言ったように、結局国民健康保険に関わる職員の人件費も加入者の負担で持っているのです、国民健康保険特別会計というのは。それ以外は制度に基づくルールしかないのですから。ちょっとここに純然たる一般会計から負担を入れないというのは、結局的に今年度の国民健康保険事業計画、国民健康保険をどう見るかというところが私大きく抜けているからだというふうに思うのですが、審査の中で過去これまでは市の繰入れなどもしっかり行うべきというのもあったかと思うのですが、そういう意見はありませんでしたかということです。

○議長（金田淳一君） 市民厚生常任委員長、佐藤定君。

○市民厚生常任委員長（佐藤 定君） 2点の回答であります。物価高騰等の配慮についての説明、こちらの当委員会での意見はありませんでした。

そして、国民健康保険特別会計の市の負担のところであります。この部分について、国民健康保険制度における財政運営の考え方というのが厚生労働省から示されております。必要な資金を保険料と国庫補助金で賄うよう指導がされております。また、平成30年厚生労働省保険局国民健康保険課長通知、国民健康保険者の赤字削減解消計画の策定についてに基づく手続がされて一般会計からの繰入れがされているのだというふうにして理解しております。

○議長（金田淳一君） 以上で市民厚生常任委員長に対する中川直美君の委員長質疑を終結いたします。

議案第81号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） それでは、ただいま議案となっております議案第81号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について反対の討論を行います。

先ほどの質疑の中で言いましたが、一般会計からの繰入れ、税率の改正、そして国民健康保険特別会計の補正ということで、この3点がワンセットで国民健康保険の本算定、いわゆる当初予算が決まるわけがあります。そういった点で、この3つを合わせてこの場所で討論をさせていただきたいと思います。

まず第1は、先ほど質疑の中でも言いましたが、物価高騰、円安、いろいろなことで値上がりしている中で値上げをするのかという話です。2022年には、2万5,768品目の値上げが約14%で平均であったと。昨年は3万2,396品目、値上げの平均が15%。そして、今日あたりのニュースでもやっていましたが、この7月からは411品目値上がりって言っているでしょう。そして、2024年では多分1万86品目が帝国データベースの調査では値上がると、こんなふうに言われているさなかです。そして、国は定額減税を6月からやるし、これからガス代、電気代、3か月間だけでも、国民生活を支えると言っている中で値上げをする。この政治姿勢は私受け入れないというものであります。具体的に言います。40代夫婦、子供2人のモデル世帯、これ資料を見てもらえば分かるのですが、この世帯の国民健康保険税は課税所得の16.2%なのです。この中で値上げ、これ以上の値上げは無理があるというふうに思います。

そして、2つ目、本年度の値上げは、加入者1人当たりでは2,487円、2.87%の値上げ。据え置いて、令和5年度、令和6年度と来ていますが、最初の令和4年度比では8,103円、10%の値上げにもなるのです。先ほど言いました上記のモデル世帯では、昨年度の16.2%から16.59%に負担割合が増えて、1万4,500円も増える。さらに深刻なのは、国民健康保険税の所得が低い7割軽減世帯である、例えば年金収入者の65歳の夫婦では年金が実質下がっていますよね。下がっている中で10.58%の値上げにもなるというのが資料で明確に示されております。そして、この7割軽減の世代は、年金所得関係の世代は3,116世帯で、全体の38.6%というものも、横で首をうん、うんと、資料が出ております。人数では3,938人、これが約10.6%の値上げになる。これが今回の国民健康保険税の値上げであります。こんなときですから、行政は身近な市政は一生懸命頑張るべきだなと。先ほど言いましたが、国民健康保険特別会計への純然たる市の財政は1,000円しかないということでもあります。国民健康保険の基金もまだ4,000万円もあります。これまでは財政調整基金からも繰り入れたり、基金取り崩したり。それは、先ほど言いましたが、本来後年度の国民健康保険、庶民の暮らしをどう見るか、低所得者が入っている国民健康保険特別会計をどう運

営していくのかという哲学と視点に関わるものだというふうに思います。

最後に、十分触れられなかった点、佐渡市独自の第3子の均等割の免除の関係です。2021年、コロナ禍のときに聞いた答弁ですと、第3子がいる国民健康保険世帯が94世帯128人、その中の64世帯84人分しか申請がなされていない。均等割、令和6年度でいいますと医療分が1万6,800円、後期高齢者分が1万1,600円ですから、2つ合わせて2万8,400円。これが第3子分を軽減する、つまりゼロになるといういい制度なわけですから、こういったものは積極的に活用すべきだし、周知もしていくべきだ。今市民の暮らし、地域産業も本当に深刻です。こんなときだからこそ、国も含めて物価高騰対策やっている、佐渡市もしっかりやるべきだ、このことを強く述べて反対の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で本案の討論を終結します。

これより議案第81号 令和6年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

議案第81号は原案のとおり可決されました。

請願第1号 「健康保険証の存続を求める」請願についての討論に入ります。

中川健二君の賛成討論を許します。

中川健二君。

〔10番 中川健二君登壇〕

○10番（中川健二君） それでは、「健康保険証の存続を求める」請願の賛成討論を行います。

そもそも登録は任意となっているマイナンバーカードと健康保険証を一体化したことに問題があります。マイナンバーカードの登録は任意であったものを、普及を図るために誰もが持っている健康保険証と一体化することでマイナンバーカードの普及率を高めようとしたことが問題です。医療のデジタル化を進めるメリットを強調し、さらに多額のポイントを付与して、ポイントのばらまきでマイナンバーカードの普及を図った。医療システムの利便性より、ポイントを前面にして一気に保有率を高め、その結果、マイナ保険証のトラブルが続出しました。その結果、医療機関の受入れ側の準備も間に合わなく、使用できない医療機関もあり、使用できてもひもづけの間違い等のトラブルが頻繁に起きたり、医療費の負担率の違いが起きたり、トラブルの続出となっているのが現実です。国民の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれのある深刻な問題が顕在化しております。それでもマイナ保険証に登録しない者には、今年の12月2日には健康保険証を廃止してしまうというペナルティーを決めてしまいました。その場合、マイナ保険証がない者には健康保険証の代わりになる資格確認書を発行しますが、発行には申請が必要で、しかも有料にする予定だった。さすがにそれは反発が大きく、資格確認書は無料でマイナ保険証を持っていない者全員に配布することになりました。しかし、この資格確認書は今までの健康保険証と何ら内容が変わるものではなく、名称が違うだけと言われています。しかも、資格確認書に作り変える経費はおおよそ421億円

との試算も出ております。全く無駄な税金の使用です。政府は、拙速に強引な手法を取らずとも、時間をかけてデジタル化のメリットを説いて国民の理解を求めるべきで、何ら不都合のなく使っている健康保険証を存続させて、健康保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返る冷静な判断が求められています。

以上の理由から、議員各位に請願第1号のとおり国に対しての意見書を提出することを強く賛同を求めます。よろしくお願いします。

○議長（金田淳一君） 以上で本案の討論を終結します。

これより請願第1号 「健康保険証の存続を求める」請願の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

請願第1号を採択することは否決されました。

これより議案第74号、議案第75号、議案第78号、議案第81号、請願第1号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 2時40分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（金田淳一君） 再開いたします。

これより産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、山本健二君。

〔産業建設常任委員長 山本健二君登壇〕

○産業建設常任委員長（山本健二君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定しましたので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第70号 除雪機械購入契約の締結について。本案は、積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法に指定されている市道除雪路線に配備する除雪機械について、本年5月23日に執行した入札の落札者と購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第9号 「食料・農業・農村基本法」改定と関連法案の審議に対する意見書の提出についての陳情。
本陳情は、食料供給困難事態への対策として、地域の営農基盤を活用し、平時から国内農産物の安定生産に重きを置いて施策を実施すること及び食料供給困難事態対策法案の内容と経過を国民に周知することなどを求める意見書を国に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第10号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情。本陳情は、2023年度の新潟県の最低賃金額は全国最高額の東京都と182円の差があり、関東甲信越、北陸の13都府県中最下位となっていること、また物価高騰により中小企業の経営にも打撃を与えていることから、最低賃金の見直し及び中小企業に対する支援の拡充を求める意見書を関係機関に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（金田淳一君） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

陳情第9号 「食料・農業・農村基本法」改定と関連法案の審議に対する意見書の提出についての陳情についての討論に入ります。

佐藤定君の賛成討論を許します。

佐藤定君。

〔9番 佐藤 定君登壇〕

○9番（佐藤 定君） 陳情第9号 「食料・農業・農村基本法」改定と関連法案の審議に対する意見書の提出についての陳情の賛成討論を行います。

改定基本法では、農業、農村を守り、国民の食料を守ることにはなりません。食料安全保障の確立は、赤字で苦しむ農家を支えて食料自給率を向上するのが安全保障の要ですが、その方向性が示されず、農家の赤字を放置したまま、有事だけの罰則を設けて農家に強制増産してもらえばよいというが、それは無理な話です。いまだに食料輸入重視の姿勢で、お金を出せばいつでも食料を安く輸入できる時代ではなくなったのですから、過度の輸入依存を脱却し、国内生産を増強することが従来以上に求められています。また、食料が買えなくなるという実感が消費者にも薄く、農業問題は消費者問題だということが理解されていません。農業者の平均年齢が70歳で、あと10年で日本の農業、農村が崩壊しかねない中で、農家の赤字を放置し、輸入が滞る事態になったら消費者、自分たちの食べるものがなくなります。今政府がやるべきことは、農家が経営継続できるための価格と消費者が払える価格のギャップを埋める政策で、欧米水準に農家の直接支払いを増やすべきです。本来関連法案の一番に追加されるべきは、現在、農村現場で苦闘している農業の多様な担い手を支えて自給率を向上するため、直接支払いなどの拡充を図ることです。生産コスト高に対応した総合政策がないから農家の廃業が止まらないという欠陥を直視すべきです。10アール当たり3万円の農地維持基本支払い、標準的な生産費と標準的な販売額との差額を不足払いする制度の一環として10アール当たり3万円、稲作赤字補填1万円、そして1頭当たり酪農の赤字補填、さらに500万トンの備蓄米、国内外の援助米の買上げ、これらを足しても2兆7,000億円です。これだけの予算拡充で農業、農村は大きく復活し、日本の地域経済に好循環が生まれます。もともと農林予算は5兆円以上あった、これに戻すだけの話です。在庫処分の武器輸入に何十兆円をかけるより、この財政支出を確保するこ

とこそが国民の命を守る安全保障ではありませんか。不測の事態にトマホークとオスプレイとコオロギをかじって生き延びることはできません。いざというとき国民の命を守るのが国防というなら、食料、農業、農村を守ることこそが一番の国防です。

以上、賛成討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で本案の討論を終結します。

これより陳情第9号 「食料・農業・農村基本法」改定と関連法案の審議に対する意見書の提出についての陳情の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

陳情第9号を採択することは可決されました。

陳情第10号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情について討論に入ります。

栗山嘉男君の賛成討論を許します。

栗山嘉男君。

〔4番 栗山嘉男君登壇〕

○4番（栗山嘉男君） 陳情第10号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情の賛成討論を行います。

消費者物価を反映した実質賃金は、今年4月で前の年と比べて0.7%減少と過去最長の25か月連続でマイナスとなっていて、依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況が続いています。最低賃金は、働く人の最低ラインの生活水準を保障するものです。憲法第25条第1項に生存権が保障されています。2023年度の最低賃金の全国加重平均で時給1,004円は全く不十分です。月150時間のフルタイム並みに働いても年収約180万円で、これはワーキングプアの水準です。働く人の最低ラインの生活水準が上がることは、社会全体が豊かさを底上げすることになり、暮らしやすさに直結します。全国労働組合総連合による調査の結果、25歳の単身者が生活するには毎月25万円程度の収入が必要との結果でした。これは時給1,500円です。生活の安定にもつながり、安心して暮らせるよう、全国一律かつ早急に時給1,500円以上の実現が必要です。一方、企業では従業員の賃金を上げ、よい人材を確保したいのはやまやまですが、材料費などの高騰によってそれに伴う利益がついてこない、また価格転嫁が十分に進んでいない企業も少なくありません。人件費が増加すると、その分だけ企業の利益は圧縮されます。収益が悪化すると、本来行すべき設備投資も縮小されかねません。中小企業、小規模事業者が安心して賃金が引き上げられるよう、政府の支援事業の抜本的強化は必須です。

よって、最低賃金を全国一律時給1,500円以上、かつ中小企業への支援の抜本的強化を求める意見書を採択することを訴えまして賛成討論を終わります。

○議長（金田淳一君） 以上で本案の討論を終結します。

これより陳情第10号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の採択を求める陳

情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。本案の採決は会議規則第70条第1項の規定により、本案に賛成する諸君の起立により行います。

お諮りします。本案は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 採決結果は可否同数であります。

この場合、地方自治法第116条の規定により、議長において裁決いたします。

本案は議長において否決と裁決いたします。

これより議案第70号 除雪機械購入契約の締結についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第70号は原案のとおり可決されました。

以上で常任委員会付託案件は全部終了いたしました。

日程第2 発議案第10号

○議長（金田淳一君） 日程第2、発議案第10号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

平田和太龍君。

〔6番 平田和太龍君登壇〕

○6番（平田和太龍君）

発議案第10号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の

提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年7月1日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者 佐渡市議会議員 平 田 和太龍

賛成者 " 中 川 直 美

 " 駒 形 信 雄

 " 荒 井 眞 理

 " 山 田 伸 之

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積してお

り、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられたものの、今後は、小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国においては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進められるよう、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教員の増員や少数職種の増員・配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 中学校での35人学級を早急に実現すること。また、さらなる学級編制標準の引下げを検討し、30人以下とすること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元すること。
- 5 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。子供たちの豊かな学びや学校現場における働き方改革の実現のため、学級編制標準を引き下げ、加配教員等の増員を求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第10号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

発議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第11号

○議長（金田淳一君） 日程第3、発議案第11号 ガザ地区の即時停戦に向けた積極的な外交努力を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

平田和太龍君。

〔6番 平田和太龍君登壇〕

○6番（平田和太龍君）

発議案第11号

ガザ地区の即時停戦に向けた積極的な外交努力を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年7月1日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者 佐渡市議会議員 平 田 和太龍

賛成者 " 中 川 直 美

 " 駒 形 信 雄

 " 荒 井 眞 理

ガザ地区の即時停戦に向けた積極的な外交努力を求める意見書

2023年10月7日のハマスによるイスラエルへの大規模攻撃及び人質事件に対して、イスラエルによる報復措置が始まった。これは、一般市民を巻き込んだ形で現在も続いており、既に3万3,000人以上が犠牲になり、このうち約1万4,000人が子供という異常な状況である。

今年1月26日、国際司法裁判所は、ガザ地区でのジェノサイド及びその扇動を防ぐなどの暫定的な措置を命じたが、その後も犠牲者の数は増え、深刻な飢餓に苦しんでいる。

双方の自衛権の尊重や人質の早期解放、長期的な政治的な解決はもちろんだが、今すぐ一般市民の犠牲を止めるべく、停戦の呼びかけ、負傷者や難民の救済は、道徳的義務として必然である。今こそ全ての当事者、関係各国、国際機関が、人道的休戦に向けて同心協力し、全力で外交努力を行い、即時停戦の国際世論を高めるために行動することが求められている。

よって、国においては、ガザ地区の危機的現実を直視し、イスラエルに対して国際法を遵守すること及び即時停戦、休戦を働きかける外交努力を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。イスラエルのパレスチナ・ガザ地区侵攻の即時停戦、休戦に向けた外交努力を求めるため、

意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第11号 ガザ地区の即時停戦に向けた積極的な外交努力を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立多数であります。

発議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第12号

○議長（金田淳一君） 日程第4、発議案第12号 「食料・農業・農村基本法」改定と関連法案の審議に対する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山本健二君。

〔7番 山本健二君登壇〕

○7番（山本健二君）

発議案第12号

「食料・農業・農村基本法」改定と関連法案の審議に対する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年7月1日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者	佐渡市議会議員	山 本 健 二
賛成者	〃	広 瀬 大 海
	〃	近 藤 和 義
	〃	山 本 卓
	〃	坂 下 真 斗
	〃	川 原 茂

「食料・農業・農村基本法」改定と関連法案の審議に対する意見書

これまでの農畜産物の輸入拡大路線の中で、エネルギー・生産資材等の価格高騰が続いている。また、農業者の減少・高齢化の進行、そして1月1日に発生した令和6年能登半島地震のような天災や昨夏の高湿・干ばつなどの異常気象が常態化している。

佐渡における食料供給事情は大変深刻で、その多くを島外からの供給に頼っており、万一、食料供給困難事態となれば島内需要に対する供給不足が懸念・想定される。

日本国内全体においても、食料自給率が38%と低い中、食料供給困難事態での対策強化ではなく、平時での大胆、かつ機転の効いた国内農産物の安定生産に努力すべきである。

不測時の食料供給確保のための新たな法制度ではなく、平時の食料生産を今ある集落営農、家族的農業など地域の営農基盤を活かした国内農産物の安定生産に重きをおいた施策が食料供給困難事態での対策強化につながるものである。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

1 平時の食料生産を今ある集落営農、家族的農業など地域の営農基盤を活かした国内農産物の安定生産に重きにおいた財政措置を含め、更なる施策の立案・実施をすること。

2 「食料供給困難事態対策法案」は国民の毎日の食料にかかわる重要な事項であることから、拙速な審議で採決をするのではなく、その内容と経過を国民に十分周知すること。また、必要に応じて、「食料・農業・農村基本法」の更なる改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。食料供給困難事態への対策として、地域の営農基盤を活用した施策の実施及び食料供給困難事態対策法案の内容と経過を国民に周知することなどを求めるため、意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同をお願いします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより発議案第12号 「食料・農業・農村基本法」改定と関連法案の審議に対する意見書の提出についての採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

発議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第13号

○議長（金田淳一君） 日程第5、発議案第13号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出

についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤定君。

〔9番 佐藤 定君登壇〕

○9番（佐藤 定君）

発議案第13号

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年7月1日

佐渡市議会議長 金 田 淳 一 様

提出者 佐渡市議会議員 佐 藤 定

賛成者 " 栗 山 嘉 男

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故では、30kmをはるかに超えて放射性物質が拡散され、様々な問題が起きたことは周知の事実である。その事故の被害の深刻さから、原子力発電所の再稼働については、多くの国民が反対している。

新潟県にある柏崎刈羽原子力発電所は、佐渡市にもっとも近いところで直線距離約50kmの場所にある。佐渡市は離島であるために避難が非常に困難な状況下に置かれている。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震による被害により、改めて佐渡市民は自然災害の怖さを認識するとともに、原子力発電所の万一の事故による“いのち”の危機を感じた。佐渡市のすぐそばで大地震が発生し、その余震とみられる地震も続く中、原発を稼働することは、危険を顧みない行為である。

新潟県は、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を拙速に認めず、安全体制を確立するとともに、佐渡市民にも十分理解を得られる安全・安心を優先した避難計画を策定すべきである。

よって、新潟県においては、佐渡市民の安全を確保するため、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 安全体制を確立し、住民の安全・安心が確認されるまで、新潟県は柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を拙速に認めないこと。
- 2 離島という地理的特殊性に配慮した避難計画を示し、十分に佐渡市民の理解を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を拙速に認めず、安全体制を確立するとともに、佐渡島民にも十分理解が得られる安心・安全を優先した避難計画を策定し、佐渡島民の安全を確保するため、意見書を提出するものであります。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

発議案第13号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔17番 中川直美君登壇〕

○17番（中川直美君） ただいま議案になっている拙速な再稼働を進めるべきでないという発議案について賛成の討論を行います。

御案内のとおり、陳情が出ておりましたが、どういうわけか委員会では陳情を継続審査ということで生殺しにするような話がありましたものですが、うちの会派と賛同できる会派で発議案を出したものであります。

3点あります。先ほど提案理由の説明の中でもありましたが、何もかも反対するというのではなくて、今焦点となっている柏崎刈羽原発の再稼働、これを行うなら、1つは安全体制の確立がしっかりするまで再稼働を拙速に進めないでほしいということ、2つ目が、佐渡という離島で逃げ場所もない、こういった地理的条件に配慮をして、佐渡島民、市民の理解も得た上でやってほしいということを新潟県知事に求めているもので、何が何でも再稼働するなど言っているものではありません。しかも、この間多く議論ありましたが、直線距離で柏崎刈羽原発から50キロメートル、障害物もない海を隔てて、赤泊なんかが一番近いわけなのですが、直線距離で50キロメートル、県の拡散シミュレーションでは佐渡には風が吹かないということにもなって、こういったことも島民にとっては非常に疑問だということであります。この手の意見書、過去の佐渡市議会の過去の議員は原発の賛否、今言った原発再稼働反対か賛成かは別にして、この局面において島民の安心、安全のためには必要なこととして、2015年、2018年に全会一致で同じような趣旨のものを採択しているものであります。

賛成する理由の2点目、能登半島地震から今日で半年、いざ地震などの大災害が起これば、避難したくても道路が崩壊して避難できない。たしか5キロメートル圏内はすぐ逃げろということです。30キロメートル圏内は屋内退避ということなのだけれども、屋内、家の中に避難したくても家屋が倒れて避難ができないということが明らかになりました。しかも、佐渡は離島ですから、港が大きく隆起するなどすれば島外脱出もできないというのは言うまでもありません。

3点目、原発再稼働に前のめりかと言われていた花角知事でも、6月13日では、経済産業省への要請では、東京電力に対する国民の信頼は大きく損なわれている、国が稼働させたいのであれば原発の安全性や必要性について県民にしっかり説明してほしいと慎重な姿勢を取っているものであります。また、さきの2月県議会の3月22日には、能登半島地震を受け、原発事故時の避難方法の見直しを政府に求める意見書を全会一致で採択をしております。6月25日の地元紙の新聞では、事故があればどうなるのかということがあって、このようなくだりがあります。福島原発事故の後、この女性らは危機感を持ち、柏崎刈羽原発再稼働させないように市議会への陳情を検討したが、しかし協力を依頼した市議からは私たちの力ではどうにもならないと断られ、立ち消えになったというのがあります。皆さん、政治の問題、暮らしの問題、

地方から声を上げて変えていく、これが地方政治であります。ぜひ2015年、2018年にも全会一致で採択をしている、拙速に進めないでほしい、安全を確認できるような体制でやってほしい、これが趣旨でございますので、タイトルだけ見て駄目だというような議員がいらっしゃるようですが、ぜひ中身で勝負をしていただきたい。

以上申し上げまして賛成の討論といたします。

○議長（金田淳一君） 以上で本案の討論を終結いたします。

これより発議案第13号 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に反対する意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田淳一君） 起立少数であります。

発議案第13号は否決されました。

日程第6 議案第83号

○議長（金田淳一君） 日程第6、議案第83号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案の追加上程をさせていただきます。

議案第83号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任について。本案は、佐渡市五十里財産区管理委員の任期が令和6年6月30日で満了のため、第1区、野崎政明氏、第2区、三井宏志氏、第3区、須藤明氏、第4区、濱田敏光氏、第5区、松中政芳氏、第6区、本間修氏、第7区、眞藤治一氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第83号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第83号に同意することは可決されました。

日程第7 議案第84号

○議長（金田淳一君） 日程第7、議案第84号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第84号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についてを御説明させていただきます。

本案は、佐渡市二宮財産区管理委員の任期が令和6年6月30日で満了のため、第1区、目後忍氏、第2区、本間廣氏、第3区、伊藤健吉氏、第4区、水野雅晴氏、第5区、恵帳塚進氏、第6区、高野庄嗣氏、第7区、高橋敏一氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第84号 佐渡市二宮財産区管理委員の選任についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第84号に同意することは可決されました。

日程第8 議案第85号

○議長（金田淳一君） 日程第8、議案第85号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 議案第85号 佐渡市真野財産区管理委員の選任について御説明いたします。

本案は、佐渡市真野財産区管理委員の任期が令和6年6月30日で満了のため、第1区、後藤徹氏、第2区、菊地誠氏、第3区、計良伸二氏、第4区、本間晴伸氏、第5区、稱解了顕氏、第6区、高松登氏、第7区、三條明氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第85号 佐渡市真野財産区管理委員の選任についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第85号に同意することは可決されました。

日程第9 議案第86号から議案第88号まで

○議長（金田淳一君） 日程第9、議案第86号から議案第88号までについてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第86号から議案第88号までを一括して御説明をいたします。

人権擁護委員候補者の推薦について。議案第86号から議案第88号までの人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現在の委員3名の任期が令和6年9月30日をもって満了となるため、石見薫氏、青柳慶弘氏、金子みほ子氏を引き続き委員として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第86号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第86号に同意することは可決されました。

これより議案第87号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第87号に同意することは可決されました。

これより議案第88号 人権擁護委員候補者の推薦についての採決を行います。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

議案第88号に同意することは可決されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（金田淳一君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（金田淳一君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（金田淳一君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、先ほど副市長選任の件で同意いたしました鬼澤佳弘君から発言を求められておりますので、入場の上、発言を許します。

〔鬼澤佳弘君入場、登壇〕

○鬼澤佳弘君 本日、副市長の選任につきまして同意いただきました鬼澤佳弘と申します。御同意いただき、誠にありがとうございます。

私は千葉県に生まれまして、昭和57年、文部科学省の前身の文部省に採用されまして、以来37年、公務員として文教行政の様々な分野を経験してまいりました。その後は、民間企業の顧問などとして5年ほど務めておりますが、公務員在職中には県や市の教育委員会におきまして地方教育行政、地方行政の一端も経験しております。しかしながら、残念なことに佐渡市とか、あるいは新潟県との直接の関わり、あるいは縁はこれまでございませんでしたので、このたびの人事は全く思いもよらないことでございましたが、と同時に、このような機会をいただけますことを大変光栄に存じております。

佐渡市は、ちょうど市制20周年の節目を迎えられておるということと、今話題になっております「佐渡島の金山」の世界遺産登録、これを見据えた取組を進めておられる大変重要な時期にあると承知しております。そのようなとき、私としましては、副市長になればそういう立場で渡辺市長の掲げる施策を着実に推進できますよう、佐渡市についてよく理解を深めるとともに、一つ一つの課題に向き合いながら、佐渡市役所の職員と共によりきチームとして業務を推進していけるよう、その職責を誠実に務めてまいる所存でございます。どうぞ議員の皆様方の御指導、御鞭撻、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（金田淳一君） 次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和6年第3回（6月）市議会定例会の閉会の御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、一般質問におきましては、市政全般にわたり多くの御質問をいただきました。現状並びに課題の所在を十分に認識し、必要な対策を今皆様からお認めいただきました副市長と国の知恵、国の力、資金をしっかりと活用しながら対策に向けて取り組み、市民サービスの向上、市勢発展のために努めてまいります。

さて、昨日でございますが、6月30日、非常に悪天候の中ではございましたが、佐渡市消防本部を会場に第21回佐渡市消防大会が開催されました。強風と雨という天候にもかかわらず、4つの方面隊の消防団の皆様がポンプ操法の技術を披露し、県消防大会出場をかけて競い合いました。私も会場において拝見させていただきましたが、地域の防災を担う消防団の皆様が日頃の訓練、活動の成果を発揮していただいたことを誇りに思うとともに、やはり災害が多発する昨今、地域の防災力の強化としても本当に頼もしく感じているところでございます。優勝されました中央方面隊畑野中隊と南佐渡方面隊羽茂中隊につきましては、7月28日に佐渡市で開催されます第75回新潟県消防大会操法競技会に出場されます。御健闘を御祈念しているところでございます。

また、子供たちの輝かしい成績の情報がまた入ってきております。空手道におきまして、小中高校生、計4名の選手が見事県予選会を突破し、7月、8月に開催されます全国大会の出場を決めております。明日2日には、全国大会の意気込みなど、報告に市役所に訪れていただくことになっております。このほか、剣道の小学生やバスケットボールの佐渡高校相川分校など、全国大会出場決定の情報が入ってきており、子供たちの活躍は私たちに勇気と感動を与えてくれます。上位大会でのさらなる御活躍を御祈念いたします。

最後に、待望の「佐渡島の金山」の世界遺産登録、これが目前に迫っております。今月末にインドで開催されます第46回世界遺産委員会において世界遺産登録が決定するよう、現在、国、県、市一体となって取組を進めているところでございます。この世界遺産登録の実現に合わせて、世界遺産登録記念事業を今予算でお認めいただきました。これにつきまして、関係機関や民間団体の皆様をはじめ、市民の皆様と一緒に実施してまいりたいと考えております。また、世界遺産登録を契機に増加が見込まれるお客様の満足度向上とさらなるおもてなし環境の構築に向けて、観光事業者はじめ、関係者の皆様と強化を図ってまいります。世界遺産の登録推進事業及び地域の元気づくりにおきましては、議員の皆様になお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、梅雨空が続き、体調を崩しやすい季節でもございます。議員の皆様、市民の皆様におかれましては、健康に十分御留意いただき、ますます御活躍いただきますよう御祈念申し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（金田淳一君） 以上で会議を閉じます。

令和6年第3回（6月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時39分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 淳 一

署 名 議 員 川 原 茂

署 名 議 員 栗 山 嘉 男